

■教育行政のポイント

“運動部活動”のガイドライン

菱村 幸彦

1月16日、スポーツ庁の有識者会議で審議している「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(骨子案)が大筋で了承された。同庁は、年度内にも正式にガイドラインを策定する予定という。

浸透しなかった20年前の設定例

運動部活動に関するガイドラインは、平成25年にも文部科学省の有識者会議から出されている。

ただ、このときのガイドラインは、平成24年12月に起きた大阪市立高校の顧問教員による体罰が原因で生徒が自殺した事件を受けて、運動部活動における厳しい指導と体罰を区別することに主眼を置いたもので、今回のガイドラインとは、ねらいを異にしている。

今回のガイドラインは、20年前の平成9年に文部省の有識者会議がまとめた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」で示した「運動部における休養日等の設定例」と趣旨を同じくする。

このときの設定例は、

- (1)中学校運動部は週2日以上休養日を設定する
- (2)高校運動部は週1日以上休養日を設定する
- (3)練習試合や大会参加など土曜・日曜に活動する場合は、休養日を他の曜日で確保する
- (4)運動部の活動は、長くても平日は2～3時間程度以内、土曜・日曜は3～4時間程度以内で終える——等の目安を示した。

しかし、この目安は、必ずしも教育現場に浸透しなかった。それで今回、教員の働き方改革の一環として、改めてスポーツ庁がガイドラインを策定することとなったわけである。

今回のガイドライン案は、中学校段階の運動部活動を主な対象とするものであるが、高校段階の運動部活動にも基本的な考え方は該当するとしている。

休養日と活動時間の設定基準

ガイドライン案が示す運動部活動における休養日と活動時間の基準は、次のとおりである。

- (1)学期中は、週当たり2日以上休養日をつける(平日は少なくとも1日、土曜・日曜は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合、休養日を他の日に振替える)。
- (2)長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (3)1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

問題は、これらの基準がどこまで教育現場で徹底されるかだ。ガイドライン案は、20年前の経験を踏まえて、次のような体制づくりを要請している。

まず、都道府県は、国のガイドラインに則り、「運動部活動の在り方に係る方針」を策定し、運動部活動の活動時間および休養日の設定等を定める。

次いで、市区町村教育委員会は、都道府県の方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

さらに、校長は、教育委員会の方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定・公表し、運動部顧問は、毎月の活動計画および活動実績を策定し、校長に提出する

——というシステムの確立である。これが部活顧問の仕事を増やすようなことにはならない。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●半径3mからの本気の学校改善 《大反響・重版出来！》 「先生が忙しすぎる」をあきらめない

【著】妹尾昌俊 A5判・200頁／定価(本体2,000円)＋税

